

＜介護事業所内保育所運営支援事業に係る留意事項＞

本事業の実施に当たっては、介護従事者確保総合推進事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるほか、本留意事項によるものとする。

1 事業の内容について

- (1) 実施要綱2(7)イの重複補助とは、都道府県労働局が実施する「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」又は、内閣府が実施する「企業主導型保育事業助成金」との同一年度での重複受給をいう。なお、過去に当該助成金を受けていた場合の申請は認める。

2 対象者について

- (1) 実施要綱2(7)ウにおいて、原則12ヶ月運営することとしているが、運営月数の算定に当たっては、その月における開所日数が当該月の日数の1/2以上である場合は1ヶ月と算定して差し支えない。
また、年度途中で開設した事業所内保育所について、開設日以降毎月開所している場合は対象とする。
- (2) 実施要綱2(7)ウの保育料とは、保育に要する費用の保護者負担額(給食費を含む)をいう。
- (3) 実施要綱2(7)ウ〈施設種別〉における児童数算定の対象となる保育児童とは、補助対象者の運営する介護保険法に基づく介護サービス施設・事業所(当該介護事業所内保育所が内部に設置されている介護サービス施設・事業所以外も含む)に従事する職員の児童をいう。
また、年間の平均児童数が各種別の基準値以上あれば、各月において基準値未満(6ヶ月以上に達する場合を除く。)であっても各種別に該当する。
ただし、児童の月ごと保育日数が15日未満(2月においては14日未満)の場合、児童数に計上しない。

3 対象経費の考え方について

- (1) 保育士等職員の配置に係る人件費、委託料(人件費)とは、法定福利費を含む。

4 その他

- (1) 補助対象事業に関する帳簿や証拠書類(事業実施証明となりうる書類や領収書等)の整理・保存には十分留意すること。(証拠書類が整備されていない場合は補助対象と認められない場合がある。)

※ 道はあらかじめ実施しようとする取組等の内容やその経費の考え方等について審査・確認を行い、実施要綱及び本留意事項に照らし適当と認められる内容及び経費について予算の範囲内で補助を行う。